

## 茅ヶ崎市介護サービス相談員派遣事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護サービス相談員を介護サービス事業所等に派遣することにより、利用者等の疑問及び不安を解消するとともに、介護サービスの質的向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「介護サービス」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス（以下「居宅サービス」という。）、同条第14項に規定する地域密着型サービス（以下「地域密着型サービス」という。）、同条第24項に規定する居宅介護支援及び同条第26項に規定する施設サービス（以下「施設サービス」という。）並びに同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス及び同条第16項に規定する介護予防支援並びに同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。

2 この要綱において「利用者等」とは、介護サービスを利用する者及びその家族をいう。

3 この要綱において「介護サービス相談員」とは、介護サービスを提供する場等に訪問し、利用者等の話を聞き、相談に応じること等の活動を行う者をいう。

4 この要綱において「介護サービス事業所等」とは、第7条第1項の登録を受けた地域密着型サービスの事業を行う事業所及び施設サービスの事業を行う事業所をいう。

### (設置)

第3条 利用者等の意見を聞き、相談に応じること等により、利用者等の疑問及び不安を解消するとともに介護サービスの質的向上を図るため介護サービス相談員を置く。

### (定数及び任期)

第4条 介護サービス相談員の定数は16人以内とする。

2 介護サービス相談員の任期は、2年とする。ただし補欠の介護サービス相談員の任期は前任者の残任期間とする。

3 介護サービス相談員は、再任されることができる。

### (職務)

第5条 介護サービス相談員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護サービス事業所等を定期又は随時に訪問し、利用者等の相談に応じること。
- (2) 介護サービス事業所等が実施する行事に参加すること。
- (3) 介護サービスの実施状況の把握に努め、介護サービス事業所等の管理者及び介護サービスに従事する者（以下「管理者等」という。）と意見交換を行うこと。
- (4) 介護サービスの提供に係る課題及び提案を管理者等に伝えること。
- (5) 茅ヶ崎市介護サービス相談員連絡会議に出席すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項  
(委嘱)

第6条 介護サービス相談員は、次の各号に掲げる要件のいずれをも具備する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 本市に住所を有する被保険者であること。
- (2) 市が指定する一定水準以上の研修を受けた者であって、事業活動の実施にふさわしい人格と熱意を有する者であること。
- (3) 介護サービス従事者でないこと。任期中介護サービス従事者となる場合、活動は中止とする。  
(派遣の登録等)

第7条 介護サービス相談員の派遣を受けようとする地域密着型サービス事業所及び施設サービス事業所は、市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けようとする地域密着型サービス事業所及び施設サービス事業所は、茅ヶ崎市介護サービス相談員受入登録申込書により市長に申し込まなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申込があった場合において、登録するときはその旨を、登録しないときはその旨及び登録しない理由を、茅ヶ崎市介護サービス相談員受入通知書により通知するものとする。  
(派遣)

第8条 市長は、介護サービス事業所等に介護サービス相談員を派遣するものとする。この場合において、市長は、当該介護サービス事業所等を担当する介護サービス相談員を指定しなければならない。

(介護サービス相談員証)

第9条 市長は、介護サービス相談員に介護サービス相談員証（別記様式。以下「相談員証」という。）を交付する。

2 介護サービス相談員は、職務を執行する場合においては、相談員証を携帯し、かつ関係人の請求がある時は、これを提示しなければならない。

3 相談員証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。

4 相談員証は損傷し、若しくは滅失したとき又は記載事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

5 第6条第1項第1号若しくは同項第3号に掲げる要件を具備しなくなったとき又は新たに相談員証の交付を受けたときは、相談員証を遅滞なく市長に返還しなければならない。

（報告）

第10条 介護サービス相談員は、相談業務の状況を市長に報告しなければならない。

（守秘義務）

第11条 介護サービス相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（補則）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。